$(\mathbf{1})$

休業実績一覧表

	支給申請する 1か月間 (判定基礎期間)	*** # J	8	~ 4和	年	Я	8	従業員の数	X:
	この期間の 休食子当支払い事	16						⑦ (③+⑥) 休業延べ日数	
	この事業所で従業員の方が1	日あたりに働く労働時	関は、主に		54 (M)				S.
	4の合計時間敷を上の時間	数で割ると。	4	n Marie Very	В		\overrightarrow{j}		B
7	4	休里对象分徵者		1. 16. 16. 16. 16. 16. 16. 16. 16. 16. 1			3	(4)	(5)
	①氏 名	②雇用 (4桁	保険被保険 - 6桁 -	者番号 1桁)		1日休課	した日数 日)	1日のうち一部 休業した時間数 (時間)	判定基礎期間の 体業手間の額 (円)
	【合計欄】記入した	全員分の合計を右	に記入して	ください	-				
t		4		91					
2		-		12					
2				8					
. 94 -		3.0		+:					
Ď				8					
0		2-1		+					
À		-		9.					
В		72		2					
9		5		2					
10		(3)		+:					
H									
12		-		=					
13		4		+					
14		-							
15				2					
16		*		8					
17		*							
18		*		*					
10		4		*					
20				2					

事業主及び労働者代表は、この一覧表に記入した休業に関する内容(休乗期間、日数・時間数、休業手当支払い率、対象者)が、事前に事業主と労働者代表との間で確約したものであることを確認しました。

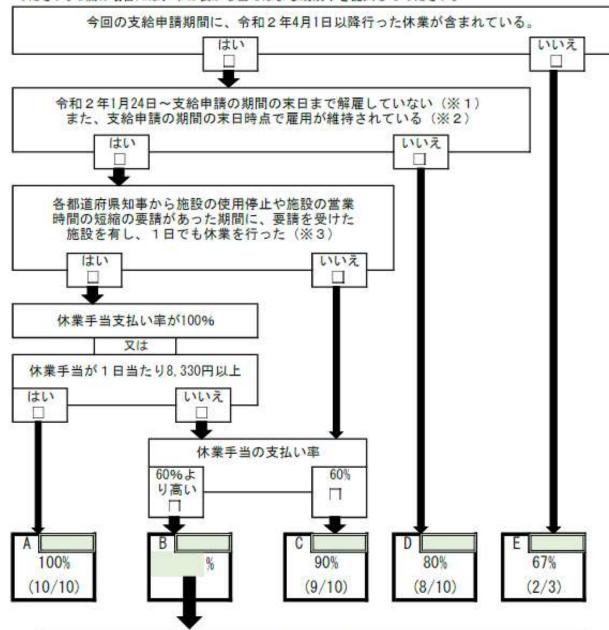
事業主	氏名	24.403484	8
労働者代表	氏名	(2)名中(1)工业者(2)	8

(2)

支給申請書別紙 助成率確認票

事業主名 支給申請する 1 か月間 (利定基礎期間) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月

次の質問で当てはまる選択肢にチェックして、A~E欄までのいずれか当てはまる助成率にチェックして ください。B欄の場合には、下の表から当てはまる助成率を記入してください。



下の表から当てはまる助成率を選んでください。

Bの場合の助成率は次のいずれかです。

休業手当の支払率	助成率
91%~100%	94%
79%~90%	93%
70%~78%	92%
61%~69%	91%

3

雇用調整助成金 支給申請書

事業所管轄 労働局長 殿

令和	4	年	月	-	E
17.15			8.8		

雇用膜整助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。 今回の申請書一式の記載内容について係りのないことを誓約し、労働局・安定所が確認のため問い合わせた場合は協力します。

1	会社などの名称											
	代表者役職・氏名									-	0.25.20	. 8
温する N菜主	住所 平								-	- ALEXA	W. N. J. S. J.	-
	从野外也	又は社会保護方	務主 (提出代	行者十基務	代理者 の力に	は、英書は配入機	対ありま	Ť.	100		100	
	申請担当者 氏名				連絡の第	れる電話番号						
3	店舗などの名称	8.3					12		-		0 - 1	
楽した (業所	住所 〒	_			- 1	205番号		- 1	-:		_	
4	雇用保険適用事業所	#8	_		-			1-1		-		
	金融機関名	1072	- 1				- Sel	展別コー	- K: YA	(86)		
	SARGER							23702	5751965	MIZ		
込先口座	支店名						文版	3-F	(3-RT)	-		
初回の	口莲名義											
あった	フリガナ					,						
企のみ	口座の種類					口座券	9					
	新型コロナウイルス した休業について申					5%以上(3	3月31日	までに	実施	t		
の理由		請する方は10	096日上)	減少しま		5%以上(3	3月31日 第31日	までに	実施	ţ.		
経済上 の理由 (「休業実 木業の 現模	した休業について申	請する方は10 のことを確認	0%以上)	滅少しま!	したか。		II albino.			t		
が理由 「休業実 木業の	した休業について申 「横一覧表」から、以下 今回の支給申請する たか。 五給申請する1か月間	請する方は10 のことを確認 ・1 か月間(中	096以上) 8してくだ 1定基礎期	減少しま さい。) 間) にお!	したか。		1日以			t		
が理由 「休業実 木業の	した休業について申 数様一覧表」から、以下 今回の支給申請する たか。 支給申請する1か月間 (何更著提問題)	請する方は10 のことを確認 1 か月間 (中 446 年	096以上) 8してくだ 1定基礎期	滅少しま!	いて、従業	貝2人あたり	II albino.			t		
の理由 (『休業実 休業の	した休業について申 「舗一覧表」から、以下 今回の支給申請する たか。 支給申請する1か月間 (何又基礎期間)。 a. 休業手当額 ×	請する方は10 のことを確認 ・1か月間(中 ・1か月間(中	096以上) 8してくだ 1定基礎期	減少しま さい。) 間)におい 日 ~	いて、従業	貝2人あたり	1日以			t		
が理由 「休業実 木業の	した休業について申 数様一覧表」から、以下 今回の支給申請する たか。 支給申請する1か月間 (何更著提問題)	請する方は10 のことを確認 ・1か月間(中 助成率 合計翻	996以上) 8してくだ 明定基礎期	減少しま さい。) 間) にお!	いて、従業	員2人あたり	1日以			t		
の理由 (『体業実 木業の	した休業について申 「舗一覧表」から、以下 今回の支給申請する たか。 支給申請する1か月間 (何又基礎期間)。 a. 休業手当額 ×	語する方は10のことを確認 のことを確認 1か月間(中 助成平 合計翻	996以上) 8してくだ 明定基礎期	議少しま さい。) 間)におい 日 ~	いて、従業	見2人あたり	1日以	上休菜((r) P	4
の理由 「休業実 木業収 お成額	した休業について申 「個一覧表」から、以下 今回の支給申請する たか。 主給申請する1か月間 (申文基礎規則) a. 休業手当額 × 休業手当の自 「休業美術ー」	請する方は11 のことを確認 11か月間(中 助成率 合計額 円 取表」0.5個	996以上) 8してくだ 明定基礎期	議少しま さい。) 間)におい 日 ~	いて、従来 *** *** ***	見2人あたり	1日以	上休菜(まし	(1	9
の理由 「休業実 木業収 お成額	した休業について申 「精一覧書」から、以下 今回の支給申請する たか。 主給申請する1か月間 「共定基礎規則」 a. 休業手当額 × 体業手当の付	請する方は11 のことを確認 11か月間(中 助成率 合計額 円 取表」0.5個	996以上) 8してくだ 明定基礎期	議少しま さい。) 間)にお 目 ~ 動成 ³	いて、従業	見2人あたり	1日以	上休菜(まし	(1	4
の理由 「休業実 木業収 お成額	した休業について申 「精一覧書」から、以下 今回の支給申請する たか。 主給申請する1か月間 (利定基礎規則) a. 休業手当額 × 休業手当の1 (水業事情一)	請する方は11 のことを確認 11か月間(中 助成率 合計額 円 取表」0.5個	006以上) 3Lでくだ 別定基礎問 月	議少しま さい。) 間)にお 目 ~ 動成 ³	したか。	見2人あたり	1日以	上体案 (まし	し	1	ō
の理由 (『体業実 木業様 助成計算	した休業について申 「結一覧書」から、以下 今回の支給申請する たか。 主給申請する1か月間 (再定基礎規則) a. 休業手当額 × 休業手当の1 で表事項一!	請する方は10 のことを確認 ・1か月間(中 助成率 合計翻 甲 電子 105個 甲	006以上) 3してくだ 1)定基機関 メ	議少しま さい。) 団) におい 日 ~ 助成 「	したか。	見 2 人あたり 手 月 96 環境した。)	1日以	上体案 (まし	(n	ō
の理由 (『体業実 木業様 助成計算	した休業について申 「精一覧書」から、以下 今回の支給申請する たか。 主給申請する1か月間 (利定基礎規則) a. 休業手当額 × 休業手当の1 (水業事情一)	請する方は10 のことを確認 ・1か月間(中 助成率 合計翻 甲 電子 105個 甲	006以上) 3してくだ 1)定基機関 メ	議少しま さい。) 団) におい 日 ~ 助成 「	いて、従業」 のは単相服算」で のは単相服算」で のは単相服算」で	見 2 人あたり 手 月 96 環境した。)	1日以	上休菜 (d	まし	(n	ō
の理由 (『体業実 木業様 助成計算	した休業について申 「精一覧書」から、以下 今回の支給申請する たか。 主給申請する1か月開 (申文革礎規制) a. 休業手当額 × 休業手当の1 ひ. 上版日額 × 休3 8.330 上間 までに変更に	請する方は10 のことを確認 ・1か月間(中 助成率 合計翻 甲 電子 105個 甲	30-6以上) 3L でくだ 別定基礎期 メ	議少しま さい。) 間)におり した。 した。 した。 が成立 「休ま」 「休ま」	いて、従業」	見2人あたり 単地上た ださい。 日 ので種	1日以	上休菜 (d	まし	(n	4

•	斯俊皇	支約雷号		1								支給決定	年月日		#	В:	1 =
労働期 決劫権						(編集) (編集)								1		-0.	
	区 公 [A]利定基礎期間 助成対象体層距日数							刊定基础 日対象が	は前性 対数を数		[C] [A]	/[8]		D]利利定額 期間後施日:		(E)#	日数
	林寨助组会 人一日						.8	4		E			B		18		
	TF3	支格利定金	44		(9KW)					257							FI
	定所 無權		19	- A.		製機・	决赛)		13.5			ほ・佐井		(株本)	所導育?	(22.6)	

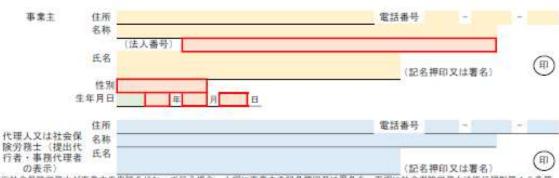
支給要件確認申立書 (雇用調整助成金)

					歉											※第	衡局	確認欄	
○ 事業活動等に係る状況(はい・いし 留意点」の内容を了解した上でご回答?			らか	\$0.	で囲ん	しでく	ださい) (後述	0 5	記載	- at	:07	0	令和 接	認者	年	Я	E
1 平成31年3月31日以前に申請し 総決定の取り消しを受けたことがあ 日又は支給決定取消日から3年を制 2 平成31年4月1日以降に申請し 名決定の取り消しを受けたことを 台又は支給決定取消日から5年 1 平成31年4月1日以降に申請し い。	ない。 を過れたい。 を通れたい。 を通しない。	まで用まて	はる。既はる。	取り成立	り消し 会につ り消し	し を 引 つ い で し を 引	をけた。 (不正を をけた)	とと	があ にあ	るか る不 るか	(当該 (支給 (当該	汗支 決定 汗支	松沙 又は	技能			東主都	B數欄	
4 支給申請日の属する年度の前年 ある事業主(緊急対応期間においる 納付することに承諾にしている 5 支給申請日の前日から起算した ている事業主(緊急対応期間におし て、「緊急対応期間中に雇用調整 に設定されることを承諾している事	で、 総は に に に に に に に に に に に に に	設計 1年	事納でに成合し という	たいいできたり	労働が て、給間」	保険料 労働性 かたが	非につい 関係法令 場合には	なった。	聚に本来	想をよの不	店 海 送 枝 彩	間 組 知 所 間	子が	とに ひた					
6① 事業主若しくは事業主団体 団員による不当な行為の原文を う。)第2条第2号に規定するし、 ② 役員等が、最力団又は暴力団員 をもって、 ※ 暴力団又は暴力団員の の 役員等極いに 一個では 一個である。 の 後 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	は 対 団 第 利 に 営 直 に 対 に に に に に に に に に に に に に	法は者するなが	● (平 第 2 第 3 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	戸成領のし金若 と を を を を を を を を を も し を も し を も し を も し を も し を も し も し	3年号登いをく	去 課規図い給料 関のい給料	77号。 で き き り い い て い し い し い し い し い し い し い し い し い	以力は 便な	下団第一度い	暴で者 供	団対に損害	策法を加ると	」と 直接	5日後的					
5 役員等が、暴力団又は暴力団員	と社	会的	9123	手難 る	される	5~8	関係を	生有	して	いな	elv.								
7 事業主等又は事業主等の役員等 行った又は行う恐れがある団体等に 8 倒産していない。					上法第	ğ 4 \$	に規定	Eţ	5 B	力主	義的	破場	洁真	h &					
9 助成金について不正受給を理由 することに承諾する。 10 役員等の抵名。役職、性別及り 役員等の抵免を添付していない事 本紙の事業主当の算定の基礎要領には 11 体業手当の算定支差要領に 12 雇用調整助成金等オンライン 類については、原本と相違ない。	が生業年 年業年 を を を を を を を を を を を を た た た た た る た る	月假日が月	が事事が発	記載を 製工 を 対対 が に 記述 に に に に に に に に に に に に た し に し に し に し	される。	ている る又 してし 間のみ	別紙 は役員 いる場合	「役が きげ	護等 事事 除れ	主に	[] 又 のみ ではが 。ので	は何ない。	内室って	₹ の	左(喋の	1~13	81こつし	\T)

(事業所管轄) 公共職業安定所経由

1から13までの記載事項については、いずれも相違ありません。また。1から13までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。また、本助成会に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成会を受けた場合は、請求があった場合。直ちに請求金(※)を共済します。

金 (水) を対対しよす。 ※ 該来会は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年 3%の割合で算定した該漆金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額です。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。



※社会保険労技士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の記名押印又は署名を、下欄に社会保険労技士法権行規則第16条第 2項又は同規則第16条の3の規定により記名押印をしてください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、下欄に代理人の記名押印又は自署による署名をしてください。